

## 2019年度 スポーツ安全保険、JMRC関東 見舞金制度 について

### スポーツ安全保険内容と加入のお勧め

2018.10

保険業法の改定により、従来のJMRC関東見舞金制度は、09年から大きく変わりました。JMRC関東は、公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」への加入移行を主にし、JMRC関東見舞金制度を従にした2本立てです。一方で加入出来ますし、両方への加入も可能です。但しプロドライバー等の方はスポーツ安全保険には加入できません。

#### 1・スポーツ安全保険

JMRC関東に加盟登録しているクラブの所属員はクラブを通じて加入できる。1クラブ4名以上の加入を基本とする。4名は、下記C、B、A区分の合計で4名でも可（但し、CもしくはB区分は最低1名は必要）。このスポーツ安全保険には、JAF競技ライセンス所持の有無を問わず加入できる。

- 1・スポーツ安全保険は(公財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続を行った4名以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社(8社)との間に、「傷害保険(突然死葬祭費用保険を含む)」及び「賠償責任保険」を一括契約した補償制度である。アマチュアのスポーツ活動、文化活動等を行う団体(クラブ)が加入できるものである。以下ここで言う保険とはこのスポーツ安全保険のことであり、構成員とはその保険の加入者のことをいう。
- 2・賠償責任保険も付いている(身体、財物)。但し、賠償責任保険は、車やバイクなど動力のあるものに起因する損害は除外される。(例：競技中のガードレール破損。ピットレーンにおいて車両でクルーに接触)
- 3・団体活動中における突然死(急性心不全・脳内出血など)による葬祭費用補償180万円も付いている。
- 4・補償対象範囲は、JMRC関東に加入している各クラブで保険加入有効なクラブの団体活動、及びJMRC関東としての団体としての活動が補償される。保険加入有効各クラブが実施する走行会、練習会などの団体活動についても、公認競技会か否かによらず対象となる。団体活動とは、集合してから解散を行うまでの間を指す。
- 5・自宅から会場までの通常の経路往復中も対象となる。
- 6・スポーツ安全保険の加入には、C、B、A区分がある。
  - ◆2019年4月1日、又はJMRC関東受付日(JMRC関東に書類・加入費用入金揃った時点)いずれか遅い日の満年齢が65歳以上の加入者は、B区分となる。(2016年度より区分改定)
  - ◆B区分では、JAF公認競技に選手として参加される場合、保険加入条件をクリアできない可能性(補償金額不足)があり、JMRC関東見舞金制度に加入する事により、保険加入条件はクリア可能となる。
  - ◆家族などが応援、観戦などで行く場合はA2区分で加入できる。
  - ◆競技に出場する選手や、ピットにて作業を実施するなど直接的に競技活動に関わるクルーなどがA2区分で加入を行った場合、その役務中の事故は保険の対象とならない。A2区分で加入した後に、C区分加入への変更はできない。新規にC区分での加入扱いとなる。

#### ★スポーツ安全保険加入費用

- **C区分** (高校生以上64歳以下のスポーツ活動)  
2,750円 (掛金1,850円 + JMRC関東登録料900円)
- **B区分** (65歳以上のスポーツ活動)  
2,100円 (掛金1,200円 + JMRC関東登録料900円)
- **A2区分** (高校生以上同行、応援等)、**A1区分** (中学生以下のスポーツ活動)  
1,200円 (掛金800円 + JMRC関東登録料400円)

| 加入区分             | 対象範囲            | 左記対象範囲におけるスポーツ活動中の事故の補償 | 傷害保険金額  |              |              |              | 賠償責任保険<br>支払限度額<br>(免責金額なし)                             | 突然死<br>葬祭費用<br>支払<br>保険限<br>度額 |
|------------------|-----------------|-------------------------|---------|--------------|--------------|--------------|---|--------------------------------|
|                  |                 |                         | 死亡      | 後遺障害<br>(最高) | 入院<br>(1日に付) | 通院<br>(1日に付) |   |                                |
| C・<br>A1<br>(子供) | 団体活動中とその通常経路往復中 | スポーツ活動中も対象となります         | 2,000万円 | 3,000万円      | 4,000円       | 1,500円       | 身体賠償・<br>財物賠償合算<br>1事故5億円<br><br>ただし、<br>対人賠償は<br>1人1億円 | 突然死<br>(急性心不全・脳内出血など)<br>180万円 |
| A2               |                 | スポーツ活動中は対象となりません        |         |              |              |              |   |                                |
| <b>B</b>         |                 | スポーツ活動中も対象となります         | 600万円   | 900万円        | 1,800円       | 1,000円       |   |                                |

- 7・この用紙に記してあるスポーツ安全保険のことは、抜粋概要です。正式なものはスポーツ安全協会の規定と、スポーツ安全保険のあらまし、そしてその中にある重要事項説明書が正式なものになります。スポーツ安全保険のあらまし、そしてその中にある重要事項説明書の内容を了承の上、お申ください。
- ◆スポーツ安全保険のあらまし、および重要事項説明は、公益財団法人スポーツ安全協会のホームページに掲載されています。<http://www.sportsanzen.org>
  - ◆インターネットで上記ホームページに掲載されているスポーツ安全保険のあらまし（重要事項説明含む）をご覧頂けない方は、同一内容のパンフレットをJMRC関東事務局で用意しておりますのでご連絡下さい。

## 2・JMRC関東見舞金制度

- 1・◆通常枠 先着 900 名 ◆プロ&職業枠 100 名
  - ①プロ&職業枠は、モータースポーツのプロドライバーや、サーキット等の職員の方々の枠とする。これらの方は、モータースポーツを職業としているので、スポーツ安全保険に加入できない。
  - ②モータースポーツのプロドライバーとしての判断は、その活動のみで、社会通念上一般的な生活が成り立つことである。
- 2・人数枠は、状況により相互に変動することもある。ただし総枠で 1000 人を超えることはない。
- 3・JMRC 関東見舞金制度会の期間は 4 月 1 日～翌年 3 月末日とする。補償内容等は従来と同様(最高 1000 万円)とする。
- 4. 補償対象は、JAF 公認競技会のみ。自宅からの往復中は対象にならない。
- 5. 見舞金制度とスポーツ安全保険のダブルでの加入は可能である。

### ★JMRC 関東見舞金制度加入費用

**3,000円** (掛金 2,100 円+ JMRC 関東登録料 900 円)

\* スポーツ安全保険と JMRC 関東見舞金制度の両方に入る場合、JMRC 関東登録料は 900 円のみ (例：見舞金制度とスポーツ安全保険 B 区分加入の場合、費用は 2,100 円 +1,200 円+900 円合計 4,200 円)

## 3・スポーツ安全保険とJMRC 関東見舞金制度との、主要項目の対比表

| 主要項目の対比 |   |  |
|---------|---|--|
|         | スポーツ安全保険  | JMRC 関東見舞金制度                               |
| 1       | JMRC 関東に登録しているクラブ団体で、保険加入有効なクラブ団体の団体活動であれば、公認競技会である・無い、を問わず、走行会、練習会、講習会、会議なども対象となる。自動車博物館の見学や、ドライブ会等でもよい。<br>JAF 公認競技会に限り、クラブ代表として一人で参加する場合も補償対象。   | 全国の JAF 公認競技会のみが対象。                        |
| 2       | アマチュアのみ加入可。プロフェッショナルは加入できない。(アマチュア/プロフェッショナルの判断は保険会社による)  | プロ、アマを問わず加入できるが、4 輪の JAF ライセンス所持者であることが必要。 |
| 3       | 自宅からの通常の経路往復中も対象となる。  | 自宅からの往復中は対象にならない。                          |
| 4       | 下記に該当するものを除いて、個人的な観戦は団体管理下に該当しないため補償の対象とならない。<br>補償の対象となる観戦活動<br>・当該イベントに関与している者が観戦する場合<br>・競技会等に参加する者の家族が観戦する場合。(A2 区分加入者)<br>・各クラブで団体として観戦する場合  | 観戦の場合でも、公認競技会であれば対象となる。                    |
| 5       | 4 月 1 日～翌年の 3 月 31 日までを年度とする。<br>加入手続き後当該年度有効。  | ←同左  |
| 6       | 1・申込締切は毎年 2 月末日とする。そして同年 4 月 1 日から有効とする。<br>2・追加加入申込または 3 月以降の申し込みについて、JMRC 関東が、4 月 1 日以降にスポーツ安全保険の加入手続きを行った場合は、JMRC 関東がスポーツ安全保険の加入手続きを行った日の翌日午前 0 時から有効となる。(JMRC 関東に掛金を払込んだ日から有効とはならない。) | JMRC 関東に申込・入金があった時点から有効。                   |
| 7       | 日本国内のみ有効  | ←同左  |
| 8       | 加入費用 C 区分 2,750 円、B 区分 2,100 円、A1・2 区分 1,200 円  | 加入費用 3,000 円                               |
| 9       | 死亡補償 C・A 区分 2,000 万円、B 区分 600 万円  | 死亡補償 1,000 万円                              |